

発議案第29号

虚偽の陳述に対する告発について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	緑川利行	印
	同	大塚裕介	印
	同	小澤宏司	印
	同	木下映実	印
	同	菅野文男	印
	同	西村幸吉	印
	同	林隆文	印
	同	堀口明子	印
	同	山口勇	印

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」で実施した証人尋問においてなされた秋葉就一氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき千葉地方検察庁に告発する。

これが、本案を提出する理由である。

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

八千代市議会議長 嵐 芳 隆

(2) 被告発人

秋 葉 就 一

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、平成27年10月7日に開催された臨時会において「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」に、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、本件調査のため同項の規定により被告発人を関係人として、平成27年11月24日及び平成28年2月12日に証人尋問を行った。

平成27年11月24日の証人尋問の際、当初の部長会議の会議録が4ページに変えられる過程の中で添削や校正など直接手を加えたことがあるかとの尋問に対し、被告発人は、「11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点

か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません」と証言した。

一方、平成26年11月21日に被告発人からなされた指示メールが本委員会に提出され、被告発人も当該指示メールに記載されている文章は自身によるものであり、その指示をしたことを認めている。

当該指示メールについて修正前の文章と修正後の文章を比較すると、「職員と仕分け人等の議論を踏まえ、無作為抽出による事業の重要性等を判定する市民判定人方式を採用する」とあるのを「職員から説明の後、仕分け人が職員に質問したり、仕分け人同士で議論したり、最後に、無作為抽出の市民が事業の重要性等を判定する市民判定人方式を採用する」と修正しており、その意味合いや趣旨が異なったものとなっていることなど、当該メールによる修正指示については、その分量、内容等からすると、被告発人が証言した「日本語の誤字・脱字の訂正等」ではないことは明白である。

よって、被告発人の「11月半ばか下旬に、もう4ページの状態だったと思われるものに、日本語の誤字・脱字等の字句の訂正等について何点か指摘した記憶はございますが、それ以外はありません」との証言は虚偽の陳述をしたものである。